

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 56 年 3 月まで

27 歳のとき、結婚を意識し将来のことも考え、国民年金保険料の納付を開始した。保険料は、A 銀行 B 支店（当時）から自動振込みで毎月納めるようにしており、申立期間後の昭和 56 年以降も何ら変わりなく継続して納付していた。

確かに申立期間に係る保険料を納めているので、未納となっている記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶と、申立期間当時の国民年金に係る事務手続を比較すると、相違点があるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 55 年 8 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間に係る国民年金保険料は、過年度及び現年度納付をすることが可能な期間である。

また、申立人に係るオンライン記録及び上記手帳記号番号の払出時期から、申立期間前の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、過年度納付されていると推認され、申立期間後も、保険料を納付している上、申立期間当時、申立人に保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から55年10月までの期間及び61年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、当該期間の納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年7月から55年10月まで  
② 昭和61年1月から同年3月まで  
③ 平成元年1月  
④ 平成9年8月

夫の仕事の関係で、転居が多かったが、住所変更のたびに役所の窓口で国民年金の手続を行った。その際に付加年金も含めて、国民年金保険料もきちんと納付してきたにもかかわらず、申立期間①、②、③及び④の付加保険料の納付記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和50年12月に国民年金に加入して以来、住所地を変更するたびに適正に加入手続をとり、併せて付加保険料も納付していることが確認できるところ、申立期間①のA市からB市へ住所移転した際も、申立人は同様の手続により付加保険料も納付していたはずだとしている。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①の前月までの31か月間、付加保険料を納付していることが確認できることから、申立人の納付意識は高かったと考えられる上、B市に転居した申立期間①のみの付加保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人が所持する年金手帳の「被保険者となった日」欄には「昭和50年12月10日 附」と記載されていることが確認でき、「被保険者でなくなった日」欄には「昭和55年11月12日」と記載されて

いることが確認できることから、当該期間において付加年金に加入しなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の付加保険料を納付していたものと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、C区役所において国民年金保険料を付加保険料と併せて納付していたとしているところ、オンライン記録によれば、当該期間の前月までの55か月間については付加保険料も納付している上、C区では、申立期間当時、付加保険料は定額保険料と合わせた1枚の納付書で納付する様式であり、申立人は住所変更や生活に大きな変化も無かったと申述していることから、申立期間②の3か月間のみの付加保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人が転居後の国民年金被保険者名簿（D市 CSV）によれば、申立期間②の国民年金の記録は、付加保険料の納付を示す「F」という記号が記載されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の付加保険料を納付していたものと認められる。

- 3 申立期間③について、申立人は、F区役所において、付加保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人が転居後のD市国民年金被保険者名簿によれば、申立期間③の翌月の平成元年2月分の欄に付加保険料納付を示す「付」の印が押されていることが確認できる上、上記2の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間③の国民年金の記録は、付加保険料を含まない定額保険料のみの納付を示す「A」という記号の記載が確認できる。

また、オンライン記録によれば、付加保険料の申出日は申立期間③の翌月となる平成元年2月27日であることが確認できるが、付加保険料は制度上、遡って納付することができないことから、同年2月以前である申立期間③の付加保険料を納付したとするのは不合理である。

- 4 申立期間④について、申立人は、D市役所において、国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付したとしている。

しかしながら、D市役所が保管する申立人の保険料納付を証する平成9年度国民年金保険料検認票兼領収済通知書の8月分（納付指定日：平成9年8月25日）には、当時の定額保険料額である保険料額1万2,800円を同年12月1日に領収したG信用金庫の押印が確認できる。

また、オンライン記録においても、平成9年12月2日に定額保険料のみの国民年金保険料が収納されていることが確認でき、付加保険料は

制度上、遑って納付することができないことから、申立人が申立期間④の付加保険料を納付したとするのは不合理である。

- 5 申立期間③及び④について、付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年7月から55年10月までの期間及び61年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和43年3月21日、資格喪失日に係る記録を同年9月14日とし、当該期間に係る標準報酬月額記録を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月21日から同年9月14日まで

昭和43年3月21日から臨時補充員としてA事業所に入所し継続して勤務し、引き続き同年9月14日からB機関(当時)のC組合に加入していたにもかかわらず、同年3月21日から同年9月14日までの厚生年金保険の記録が確認できない。当時の同僚は臨時補充員として勤務していた期間についても厚生年金保険の被保険者期間となっているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

健康診断票兼指導票、事業主及び同僚の供述により、申立人は申立期間にA事業所に勤務していたと認められ、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和43年9月14日からC組合に加入していることが確認できる。

また、当時臨時補充員として勤務していたと供述する同僚5人には、臨時補充員として勤務したと供述する期間について厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、同被保険者記録を喪失する時期にC組合に加入していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で申立期間前後に被保険者資格を取得したことが確認できる者のうち、C組合の記録が確認できる15人全員が、C組合加入前の期間について厚生年金保険の

被保険者記録があることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したか否かについては不明としているが、申立期間におけるA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険の番号に欠番は無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、事業主による申立てどおりの被保険者資格取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年3月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、申立期間①を28万円に、申立期間②を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成21年11月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額記録を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年2月1日から同年3月1日まで  
② 平成21年6月1日から同年7月1日まで  
③ 平成21年10月31日から同年11月1日まで

有限会社Aで、平成21年10月末日まで厚生年金保険に加入していたはずなのに、申立期間の記録が確認できないので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。また、同年2月及び同年6月分として控除された厚生年金保険料がオンライン記録に相応する保険料額よりも高額となっているため、当該期間の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、申立人から提出を受けた給与明細書から、申立人は、申立期間①については28万円、申立期間②については18万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されて

いたことが認められる。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 事業主の供述、申立人から提出を受けた給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間③に有限会社Aに継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届により、平成21年10月31日を資格喪失日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から46年6月まで

私は、20歳になった昭和37年\*月頃に、一緒にA店を経営していた母又は経理関係を行っていた父が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、父又は母が店に集金に来た「B組合」の人に納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和37年\*月頃に、A店を経営していたその母又は経理関係を行っていたとするその父が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、その父又は母が店に集金に来た「B組合」の人に納付したと思うとしている。しかしながら、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父母は既に他界しており証言を得られず、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人は「B組合」に関する具体的な記憶は無いと申述していることから、申立人の加入手続及び保険料納付に関する状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和48年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間は、111か月と長期間であり、行政機関において、長期

間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月から50年11月まで  
申立期間について、私は国民年金の加入手続を20歳の誕生日の前日(昭和47年\*月\*日)に、A区役所B所で行い、その後は夫婦2人分の国民年金保険料を同所で納付した。昭和49年1月にC市に転居してからは、同市役所のD所で再加入手続を行い、夫と義母の3人分の国民年金保険料を納付した。また、50年代にC市役所D所で国民年金手帳を新しい年金手帳に差し替えられた記憶がある。  
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続を20歳の誕生日の前日(昭和47年\*月\*日)にA区役所B所で行い、その後は、その夫と2人分の国民年金保険料を同所で納付し、C市に転居した昭和49年1月以降はC市役所D所で再加入手続を行い、同所で夫と義母の3人分の保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、50年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、47年12月から48年9月までは時効により保険料を納付することができず、同年10月から50年11月までは遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、国民年金手帳に記載された被保険者資格取得年月日の時期から保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日

は、加入手続時期及び国民年金保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されるものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から22年12月1日まで  
私は、昭和20年10月から22年11月までの間、A市（当時は、B市）C地の漁船「D」に乗船し、船員保険に加入していた。給与額や保険料の控除は記憶していないが、船員保険の記録があると思うので、上記期間について調査の上、船員保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の弟が、「兄は終戦で軍隊から帰ってからDに乗り組んでいたと思う。」と述べているとともに、申立人が記憶している漁労長及び船主の姓に誤りは無く、申立人が申立期間当時、漁船「D」に乗り組んでいたことはうかがえる。

しかしながら、A市C地を管轄するE年金事務所に事業主（船主）及び事業所（D）の名前を挙げ船員保険の適用について、照会を行ったところいずれも「適用が無い。」との回答が得られた。

また、申立人は、申立期間当時に乗り組んでいた漁船について「Dといい、20トン程度の漁船であった。」と述べているところ、一般漁船員が船員保険の被保険者として適用されることとなったのは昭和22年12月1日である上、同日に船員保険が適用される漁船の大きさは30トン以上とされている。

さらに、申立人が「Dの船主の兄弟が自分の乗船について知っていると思うので確認してほしい。」と述べていることから、健在である船主の兄弟3人に申立人について照会したところ、当該3人はいずれも「申立人を含め当時のことについては、覚えていない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除さ

れていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 52 年 3 月まで

国の記録によると、A事業所（現在は、B事業所）にC職として勤務していた間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、申立期間については、間違い無く同事業所に勤務しており、当時のC職長から、「厚生年金保険をもらえるようにしておいたから。」と言われたことを記憶している。

第三者委員会で調査の上、当該期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、B事業所に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得がいかないと申し立てているところ、同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B事業所は、「当時の資料は処分済みであるため、申立人の在籍、保険料控除について不明であり、当時の社会保険事務担当者は既に他界している。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務形態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、「B事業所に勤務して間もなく、当時のC職長から、『年金をもらえるようにしておいたから。』と言われたことは記憶しているが、事業所の社会保険担当者等事務員から、厚生年金保険加入手続について、説明を受けた記憶は無い。」と回答していることに加え、申立期間の厚生年金保険料控除について、「当時は若かったため、給与明細書を受け取っても手取額しか見ておらず、厚生年金保険料が給与から控除されていたか覚えていない。」と回答している。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿からは、申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号に欠番は無い。

なお、申立人は、「申立期間以後に別の事業所（以下「別の事業所」という。）で勤務していた時に、第二子を妊娠、出産し、自分自身の健康保険証を使用した記憶があるが、B事業所に勤務していた間に第一子を妊娠（昭和52年\*月出産）した際には、自分自身の健康保険証を使用したか記憶が定かではない。」としている。

また、申立人は、昭和51年6月に婚姻しているところ、仮に申立人の主張するとおり、申立期間にB事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していたとすれば、出産手当金等の支給も含め、B事業所において婚姻後の姓に変更されたと考えるのが自然であるが、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、当該姓の変更は、昭和53年5月（別の事業所における被保険者資格取得は昭和53年3月）になされていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における雇用保険の記録も確認できないほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年9月28日から34年8月1日まで  
年金記録を確認したところ、A株式会社には、昭和31年9月28日から勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。同社では、33年12月まではB職として、その後退職まではC職として勤務していた。基本給は、手取額より多かったと記憶しているので、厚生年金保険料が差し引かれていたと思う。申立期間当時の写真もあり、申立期間に同社に勤務していたことに相違無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA株式会社に勤務していたと申し立てているところ、照会のできた同僚9人のうち4人の供述により、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和34年8月1日に健康保険厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所は、昭和35年7月31日に適用事業所ではなくなっている上、事業主は既に他界しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、前記の同僚は、「申立人に記憶はあるが、厚生年金保険の加入状況や保険料の控除等については分からない。」旨を回答している。

加えて、申立期間当時、申立人は、D株式会社の社員寮に入居していたと申述していることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は確認できない上、整理番号にも欠番

は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 44 年 1 月 1 日まで  
年金事務所から被保険者記録照会回答票が送付され、株式会社A(B区)に勤務していた申立期間が、脱退手当金支給済期間となっているのを初めて知った。私は脱退手当金を請求しておらず、また、受給をした記憶も無いので、調査し、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和 44 年 1 月 1 日)から約 1 か月後の昭和 44 年 2 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 1 月 1 日の前後 5 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有していた 89 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、67 人に支給記録が確認でき、そのうち 65 人は、資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録には、脱退手当金を支給したことを示す、「脱」表示の記載がある上、回答のあった 30 人のうち 9 人の同僚は、「会社から脱退手当金の説明はあった。」と回答するとともに、このうち 6 人は、「会社による脱退手当金の代理請求もあった。」と供述している。

加えて、申立人とほぼ同時期に被保険者資格喪失日のある二人の同僚は、申立人と脱退手当金の支給日が同日（昭和44年2月12日）であり、2人とも脱退手当金の受給について、「受給した記憶がある。」とし、このうち1人は、「会社による代理請求があった。」と供述している上、同僚2人の記録にも、申立人と同様に、脱退手当金を支給したことを示す、「脱」表示の記載が確認できる。

なお、申立人は、退職時に事業所から脱退手当金の説明があり、その際は、事業所の事務担当者に今後の再就職も考慮し、「そのままで結構です。」と回答したとしているものの、厚生年金保険被保険者資格喪失後、国民年金(任意加入)の被保険者資格取得日まで5年以上の年金記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

そのほかに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から平成 2 年 7 月 11 日まで  
昭和 43 年に A 区にあった株式会社 B に入社してから、同社が株式会社 C に名称変更し、その後、有限会社 D となってからも平成 20 年まで継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、株式会社 C に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が確認できず、納得がいかないのを、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、株式会社 C の取締役であることが確認できることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、株式会社 C が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 2 年 7 月 11 日であることが確認でき、申立期間において、申立内容に合致する適用事業所は確認できない。

また、申立人が名前を記憶している同僚は、いずれも申立期間に株式会社 C における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、株式会社 C の代表取締役、取締役、申立人及び従業員の 1 人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるほか、国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該 4 人の国民年金手帳記号番号は、同社が商号変更する前の、株式会社 B が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 45 年 4 月 1 日から約 2 か月後の同年 6 月 6 日に連番で払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人から提出された平成 4 年分及び昭和 64 年分の給与所得

に対する所得税源泉徴収簿（以下「徴収簿」という。）によると、平成4年分の徴収簿では申立人の給与から社会保険料が控除されているものの、昭和64年分の徴収簿では申立人の給与から社会保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。